平成２３年（フ）第６１６号
神奈川県中郡二宮町緑が丘３丁目19番地の８
債務者　大川　咲子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５４号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目23番19号　アビタ南鴨宮４－Ｃ
債務者　廣瀬　英昌
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４６号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目668番地の１　ハビテーションＷＡＤＡⅢ306号
債務者　大竹　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２９号
神奈川県平塚市公所359番地の29　ファミーユ吉野Ⅱ
債務者　今野　弘貴
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８６３号
名古屋市昭和区御器所通３丁目14番地　シティファミリー御器所1101号
債務者　三浦　広美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７１号
名古屋市緑区鳴海町字山下63番地の１　宝マンション野並南303号
債務者　角谷　信子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７１号
名古屋市中川区戸田明正２丁目1702番地
債務者　犬飼　紀子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２号
愛知県犬山市松本町１丁目141番地　藤和シティホームズ犬山1002
債務者　小野　義廣
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７３５号
兵庫県姫路市網干区坂上13番地４、従前の住所兵庫県姫路市四郷町山脇616番地３　アーバンビレッジ201号
債務者　池尻　元彦
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２８号
香川県木田郡三木町大字平木1079番地11
債務者　森澤　益美（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４３８号
香川県高松市鶴市町2019番地１
債務者　池上　明子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
香川県高松市郷東町172番地10
債務者　野田　公子（旧姓農）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７２号
香川県仲多度郡琴平町榎井147番地10
債務者　石原慎太郎
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７３号
香川県仲多度郡琴平町榎井147番地10、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町429番地４
債務者　石原ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７８号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨1215番地11
債務者　中村喜代江
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７９号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨1215番地11
債務者　中村　　貢
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１８０号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨453番地
債務者　中村　博美（旧姓宮野）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部